

## 郡山市幼児虫歯予防事業実施要綱

### (目的)

第1条 1歳6か月から3歳にかけての幼児期においては、咀嚼機能や永久歯にも影響を与えるおそれのあるむし歯が増加傾向にあるため、歯科健康診査において口腔内の状態及び生活習慣の状況により、将来むし歯になることが予測される幼児とその保護者に対して、定期的な歯科保健指導と食生活習慣指導等を実施し、行動の変容を図ることによってむし歯を予防する。

### (対象者)

第2条 幼児虫歯予防事業（以下「事業」という）の対象児は、原則として1歳6か月児健康診査受診後の2歳から3歳前後の幼児とその保護者とする。ただし、幼児虫歯予防教室継続者はこの限りではない。

### (内容)

第3条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 虫歯危険因子検査
- (2) 食生活習慣指導
- (3) 歯科健康診査
- (4) 歯科保健指導
- (5) フッ化物塗布（希望者）

### (料金)

第4条 事業実施にかかる料金は、無料とする。

### (結果報告)

第5条 事業の結果について、受診児とその保護者に報告する。郡山市は、事業の結果を集計・分析し、以後の歯科保健活動に役立てるものとする。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項については、その都度定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。